

令和3年第4回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年4月12日(月) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所51号会議室

出席委員 14人

内田 浩明 (会長)
古城 義郎 (副会長)
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 殿崎 裕樹
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について（転用申請）

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画について

報告第9号 許可不要転用届について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第4回総会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題5件、報告3件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（貸出人）福岡県大牟田市大字宮部の個人

（借受人）福岡県大牟田市大字勝立の個人

（土地の所在地）上井手の田、面積2,904㎡

（貸出理由）労力不足

（借受理由）経営拡張

現地の状況ですが、管理された農地です。借受人は大規模な農業経営をされています。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 現地状況から見ても問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定しました。続きまして、議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請及び関連する議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請及び議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

1 件です。

受付番号 1

(申請人) 荒尾市川登の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 197 m²

(転用目的) 倉庫・通路で、第 3 種農地

既に申請人宅への通路として使用され、倉庫も建設されています。農地法上の転用許可が必要であることは理解されていなかったとのことで、始末書が添付されての申請です。

議案第 22 号と関連する議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

1 件です。

受付番号 6

(譲渡人) 荒尾市川登の個人

(譲受人) 荒尾市荒尾の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 302 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、もともと 1 筆の農地 783 m²を 3 筆に分筆し、倉庫・通路分と一般住宅への転用分と残りがそのまま農地となったものです。倉庫・通路は給水・生活雑排水・汚水は無く、雨水については自然流下で西側の道路側溝

へ排水する計画です。一般住宅は給水は市上水、生活雑排水・汚水は市の下水道への接続、雨水は道路側溝へ排水する計画です。隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請及び関連する議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 周囲は住宅が多く、問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定しました。続きまして、**議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

5 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 荒尾市川登の個人

(譲受人) 荒尾市川登の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 314 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 2 種農地

現地の状況ですが、譲渡人の自宅横の農地であり、一部を分筆し、残りは農地として活用する計画です。転用する側の農地は耕作されずに維持管理をされている状況です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は合併浄化槽により処理し、雨水については、地下浸透と道路側溝へ排水する計画です。隣接農地には境界ブロックをして土砂の流出を防除し、営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市万田の個人

(譲受人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 268 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 1 種農地 [例外規定の集落接続]

現地の状況ですが、第 1 種農地ですが隣接する集落があることにより集落接続とみなし申請を受けています。申請地面積と他地目の面積を合算しての事業計画となっています。給水は市上水、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理、雨水は集水枡を設置し地下浸透の計画であり、隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 福岡市東区香椎台の個人

(譲受人) 玉名郡南関町関町の個人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 574 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、何も耕作されていない管理された農地です。進入路と住宅建設地として計画されています。一般住宅の面積上限はおおむね 500 m²ですが、当農地が周囲を塀に囲まれており他に進入路が無いことから、進入路の面積を 65.20 m²を引いた面積 508.8 m²となることから一般住宅への転用可能面積となります。給水は市上水、生活雑排水・汚水は下水に接続、雨水は地下浸透し、浸透しきれない分は溜枡によりろ過のうえ道路側溝に排水する計画であり、隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結

果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市水野の個人

(譲受人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 894 m²

(転用目的) 共同住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、何も耕作されていない管理された農地です。農地を分筆し共同住宅を建設する計画で、譲受人自宅は転用地の隣にあります。共同住宅を建設する敷地は奥まっているため、進入路の接道も併せての事業計画です。農地の隣地が譲受人の兄弟が所有する宅地で、一部転用しない農地と譲受人兄弟の宅地とを等価交換し、進入路とするものです。木造二階建ての共同住宅と 13 台分の駐車場を建設する計画です。給水は市上水、生活雑排水・汚水は下水に接続、雨水は浸透枡を設置し浸透処理する計画であり、隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(譲渡人) 山鹿市下吉田の個人

(譲受人) 荒尾市川登の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 191 m²

(転用目的) 駐車場で、第 3 種農地

現地の状況ですが、何も耕作されていない管理された農地で、周囲は住宅街です。隣地が譲受人の自宅であり駐車場が不足するために転用されたいとのことです。農地の一角に農業用の倉庫 48 m²があり、本来「許可不要転用届」の提出が必要でしたが、提出されていなかったことから今回始末書と併せて提出されています。駐車場 3 台分と迂回スペースの計画です。駐車場のため、給水・生活雑排水・汚水は無く、雨水は地下浸透及び北側側溝に自然流下する計画です。農地を分筆し、境界にブロックを設置されるもので、隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

当案件に関連する**報告第9号 許可不要転用届**について報告します。面積221㎡の農地に48㎡の倉庫を建設しているものです。**議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請**については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号1 **委員**

周囲は住宅地になっています。耕作をされておらず問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号2 **委員**

周囲は山であり耕作をされていないため問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 **委員**

周囲をブロック塀に囲まれており問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号4 委員

窪地になっているため周囲への影響はなく、問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号5 委員

住宅に囲まれた場所であり問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定についてです。

2件中1件です。

受付番号1

（貸出人）荒尾市増永の個人

（借受人）荒尾市増永の個人

（土地の所在地）増永の畑、面積 943 m²

（契約期間）30年

（転用目的）共同住宅で、第3種農地

現地の状況ですが、道路からは垣根のようになっており、耕作されていない、荒れた農地です。木造2階建ての共同住宅2棟と駐車場17台分を建設する計画です。給水は市の上水、汚水・生活雑排水は下水道接続、雨水は浸透枡を設置し、浸透処理を行う計画です。隣接農地の営農には影響無いものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 市道に隣接しています。西側は山林のように荒れており、北側は一部農地ですが耕作されていないため、周囲農地への影響はないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

委員 当方も現地を確認したが問題ないと考えます。開発許可が必要となる1,000㎡を下回っていますが分筆をされているのですか。

事務局 分筆はされていません。

委員 承知しました。

議長 その他質疑等ないでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。2件目について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

2件中2件目です。また関連して**報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知**についても一部説明を行います。

受付番号2

（貸出人）荒尾市大島の個人

(借受人) 荒尾市大島の個人
(土地の所在地) 大島の畑 面積 317 m²外 1 筆、合計 345 m²
(契約期間) 30 年
(転用目的) 共同住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、一部耕作をされており管理された農地です。2 階建ての共同住宅を 1 棟と駐車場 7 台分を建設する計画です。給水は市の上水、生活雑排水・汚水は下水へ接続、雨水は浸透枡を設置し、浸透処理を行う計画です。隣接する農地はありません。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

また、当該農地について、**報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知**について併せて説明を行います。全 12 件中の 1 件です。

受付番号 12

(貸出人) 荒尾市大島の個人
(借受人) 荒尾市大島の個人
(土地の所在地) 大島の畑 面積 317 m²外 1 筆、合計 345 m²
(解約事由) 双方合意
(合意年月日) 令和 3 年 3 月 3 日

議長 ありがとうございます。担当委員は説明をお願いします。

委員 周囲は道路に囲まれています。周囲に農地はなく問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和 3 年 4 月 15 日公告予定です。今回が 4 回目の利用権設定となっております。1 件の受付で畑の所有権移転が 14 m²です。第 1 回からの合計面積は 28,912 m²となっております。

(譲受人) 荒尾市一部の個人

(譲受人) 荒尾市一部の個人

(所有権を移転する土地) 一部の畑、面積 14 m²

利用目的は野菜の耕作で、所有権移転日が令和 3 年 4 月 30 日、対価は 50,000 円です。隣接農地との境界を確認したところ、一部越境している部分があったため、分筆し所有権を移転するものです。

議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは当議案について決定したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて (相続) 2 件

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 11 件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農業委員会の執務室変更について
- 令和2年度の農地利用最適化交付金の活動実績について
- 活動記録簿について
- 農用地利用権設定の契約期間満了に伴う通知について
- 農地利用状況調査の実施について

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これもちまして令和3年第4回総会を終了します。